



令01原機（科研）011
令和元年10月1日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄



施設定期検査申請書記載事項の変更届
(JRR-3原子炉施設)

平成22年10月18日付け22原機(科研)019をもって申請し、その後、平成23年6月1日付け23原機(科研)010、平成23年9月27日付け23原機(科研)025、平成24年10月18日付け24原機(科研)006、平成25年5月31日付け25原機(科研)002、平成25年6月18日付け25原機(科研)011、平成25年10月18日付け25原機(科研)017、平成26年4月22日付け26原機(科研)001、平成26年10月21日付け26原機(科研)006、平成27年4月23日付け27原機(科研)003、平成27年10月6日付け27原機(科研)008、平成28年9月30日付け28原機(科研)002、平成29年9月29日付け29原機(科研)006、平成29年11月6日付け29原機(科研)008、平成29年11月22日付け29原機(科研)012、平成30年10月1日付け30原機(科研)005及び平成30年10月24日付け30原機(科研)008をもって変更届を提出した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設(JRR-3原子炉施設)に係る施設定期検査申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の15第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更の内容

申請書記載事項第4号「検査を受けようとする事項及び期日」の別添1の記載を次のとおり変更する。また、別添2に「施設定期検査における検査を受けようとする事項と検査項目について」を示す。

変更前

事　　項	期　　日
1. 原子炉本体	第17回施設定期検査 自：平成22年11月20日 至：未定*
2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	第17回施設定期検査（その1） 第1回検査立会：平成23年11月17,18日
3. 原子炉冷却系統施設	第17回施設定期検査（その2） 第2回検査立会：平成24年11月8,9日
4. 計測制御系統施設	第17回施設定期検査（その3） 第3回検査立会：平成25年11月7,8日
5. 放射性廃棄物の廃棄施設	第17回施設定期検査（その4） 第4回検査立会：平成26年11月6,7日
6. 放射線管理施設	第17回施設定期検査（その5） 第5回検査立会：平成27年11月5,6日
7. 原子炉格納施設	第17回施設定期検査（その6） 第6回検査立会：平成28年11月1,2日
8. その他原子炉の附属施設 (1) 非常用電源設備	第17回施設定期検査（その7） 第7回検査立会：平成29年11月27,28日
	第17回施設定期検査（その8） 第8回検査立会：平成30年11月5日から 平成30年12月26日
	第17回施設定期検査（その9）以降は未定*

*：検査期日及び検査回数が確定次第、速やかに変更を届け出る。

変更後

事 項	期 日
	第17回施設定期検査 自：平成22年11月20日 至：未定*
1. 原子炉本体	第17回施設定期検査（その1） 第1回検査立会：平成23年11月17,18日
2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	第17回施設定期検査（その2） 第2回検査立会：平成24年11月8,9日
3. 原子炉冷却系統施設	第17回施設定期検査（その3） 第3回検査立会：平成25年11月7,8日
4. 計測制御系統施設	第17回施設定期検査（その4） 第4回検査立会：平成26年11月6,7日
5. 放射性廃棄物の廃棄施設	第17回施設定期検査（その5） 第5回検査立会：平成27年11月5,6日
6. 放射線管理施設	第17回施設定期検査（その6） 第6回検査立会：平成28年11月1,2日
7. 原子炉格納施設	第17回施設定期検査（その7） 第7回検査立会：平成29年11月27,28日
8. その他原子炉の附属施設 （1）非常用電源設備	第17回施設定期検査（その8） 第8回検査立会：平成30年11月7,8日 第17回施設定期検査（その9） 第9回検査立会：令和元年10月31日から 令和元年12月6日
	第17回施設定期検査（その10）以降は 未定*

* : 検査期日及び検査回数が確定次第、速やかに変更を届け出る。

2. 変更の理由

検査を受けようとする事項及び期日のうち、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所内の工程調整等に伴い、検査を受けようとする期日の一部変更が必要となったため。

以上

施設定期検査における
検査を受けようとする事項と検査項目について

1. 概要

本資料は、原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3原子炉施設）の施設定期検査申請書における検査を受けようとする事項と実際の検査項目の関連について説明するものである。

2. 内容

施設定期検査項目毎の下記(1)及び(2)については、次葉の添付資料「原子炉停止中における継続的な機能維持が必要な施設又は設備の選定の考え方」に基づくものとする。

(1) 施設定期検査申請書における「検査を受けようとする事項」

検査を受けようとする事項と該当する施設定期検査項目の関連については添付資料の表中にある次の①～⑧の記号により示す。

- ①原子炉本体
- ②核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ③原子炉冷却系統施設
- ④計測制御系統施設
- ⑤放射性廃棄物の廃棄施設
- ⑥放射線管理施設
- ⑦原子炉格納施設
- ⑧その他原子炉の附属施設

(2) 施設定期検査要領書番号

施設定期検査項目に該当する要領書番号は、添付資料の表中にある●●-○○（性能の技術基準の条項-枝番号）により示す。

以上

添付資料 原子炉停止中における維続的な機能維持が必要な施設又は設備の選定の考え方

RR-3原子炉施設の定期検査項目(1/2)

JRR-3原子炉施設の施設定期検査項目(2/2)

性能の評価基準 / 検査項目	項目	設備名	検査項目	検査箇所	検査回数	考え方
第31条(反応性物質の漏洩抑制装置)	警報装置	リバース回路	作動検査	203	原子炉の警報装置(リバース回路)が活動性に連動することを確認する。	○ あり なし
他の装置	インターロック回路	インターロック検査	201	制御機器のインターロック回路が、インターロック動作条件に達したとき、警報と共に作動することを確認する。	○ あり	原子炉の運転に必要な警報装置の性能に該当しない。
原子炉の停止装置	制御機器動作装置	作動検査 (ブレーカ検査、電動遮断装置)	102	制御機器動作装置のスループラント動作時間と停止時間とを測定し、最短値以内で動作することを確認する。また、制御機器の動作速度を測定し、最短値以内で動作することを確認する。	○ あり	原子炉の停止に係る性能を確認するものであり、原子炉停止中ににおいて確実的に機能を維持する必要がある。
その他の中止装置	電水ダンプ井	作動検査	105	非常用制御装置の電水ダンプ井について、所定の性能を行っていることを確認する。	○ あり	原子炉の停止に係る性能を確認するものであり、原子炉停止中ににおいて確実的に機能を維持する必要がある。
制御系の反応度抑制装置	制御機器	反応度修正デバイス(ロングドスマッシュージン)検査 (ロングドスマッシュージン)	301	制御系の反応度修正デバイスから、原子炉停止命令(ロングドスマッシュージン)を求め、基準値と調査してあることを確認する。また、最大反応度修正値を有する制御機器と最小反応度修正値を有する制御機器デバイス及び制御機器修正デバイス間で反応度修正値を求め、基準値以下であることを確認する。	○ あり	原子炉の運転に係る性能を確認するものであり、原子炉停止中ににおいて確実的に機能を維持する必要がある。
原子炉の過渡反応抑制装置	かかん	最大過渡反応度検査	401	制御機器修正デバイスから、原子炉の過渡反応度を止め、基準値以下であることを確認する。	○ あり	原子炉の過渡反応度を止めることを確認するものであり、原子炉停止中ににおいて確実的に機能を維持する必要がある。
付帯装置・施設	原子炉建屋構造施設	物理性能検査	801	気体遮蔽物隔離装置(原子炉建屋構造施設)の物理能力が、基準値を満足していることを確認する。	○ あり	原子炉運転に際して物理性能を要求されるものであり、原子炉停止中ににおいて確実的に機能を維持する必要がある。
第33条(充電物質供給設備)	充電物質供給施設	漏れ検査	A-108	漏れ検査等について、漏えいがないことを確認する。	○ あり	原子炉運転に際して漏れを防ぐ必要があるが、確実に機能を維持するためのやむを得ない施設とし、漏れの量を監視する。
原子炉の過渡反応抑制装置	電気炉	検査当量率の定期検査	601	定格出力運転時ににおける原子炉建屋内の検査当量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する。	○ あり	原子炉運転時ににおける空気中の放射性物質濃度を確認するのであるが、確実に機能を維持する必要があることを確認する。
原子炉の過渡反応抑制装置	原子炉建屋	空気中の放射性物質の定期検査	602	空気中の放射性物質濃度の測定	○ あり	原子炉運転時ににおける空気中の放射性物質濃度を確認するのであるが、確実に機能を維持する必要があることを確認する。
原子炉格納施設	原子炉建屋	負圧確認検査	901	原子炉建屋が良好に機能されていること及び建家の漏えい等を确认し、基準以下であることを確認する。	○ あり	原子炉運転時の原子炉建家の漏えい等に係る検査の性能に該当しない。
原子炉格納施設	原子炉建屋	漏えい検査	902	○ あり	原子炉運転時の原子炉建家の漏えい等に係る検査の性能に該当しない。	
第37条(原子炉構造検査)	常圧電気炉(非常用冷却水循環)	作動検査	104	常圧電気炉(非常用冷却水循環)について、新規電炉について、新規電炉が停電した場合の電力供給能力に係る性能を確認する。	○ あり	原子炉を運転するに際して漏れが発生する場合に備えてあるものであるが、機能的

①他の原子がの対面施設、②放射線管理施設、③放射性廃棄物の保管施設、④放射性廃棄物の最終処理施設、⑤原子炉の本体、⑥燃焼物質の貯蔵施設及び燃焼施設